報道資料

実はここにも
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成20年8月29日

配偶者からの暴力の防止等に関するアンケート調査結果
＜概要＞

○　配偶者からの暴力など女性に対する暴力のない社会の実現は、国際的な重要課題。我が国は、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定し、国、地方公共団体、民間団体等が様々な取組を実施中。

○　総務省は、現在「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」を実施しており、このアンケート調査は、その一環として行ったもの。この度、アンケート調査の集計を終えたので、政策評価結果全体の取りまとめに先行して公表。

○　調査は、①国、地方公共団体、民間団体等において、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護の業務に従事している実務担当者に、現在取り組んでいる各種対策の現状認識や、今後重点的に取り組むべき事項を聴取（実務者アンケート）するとともに、②配偶者からの暴力の被害者に、地方公共団体等が行っている各種対策への満足度や今後受けたいと思う支援、意見、要望等を聴取（被害者アンケート）。

　国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者や被害者を対象に、現在行われている各種対策の現状認識や満足度、今後の取組の重点等を調査するのは初めて。

アンケート調査の概要

○　調査は、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」の一環として、大別して次の２種類のアンケートを、平成20年２月から３月まで実施。

①《実務者アンケート》　国、地方公共団体、民間団体等において、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護の業務に従事している実務担当者に、現在取り組んでいる各種対策の現状認識や、今後重点的に取り組むべき事項を聴取

②《被害者アンケート》　配偶者からの暴力の被害者に、国、地方公共団体等が行っている各種対策への満足度や今後受けたいと思う支援、意見、要望等を聴取

国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者や被害者を対象に、現在行われている各種対策の現状認識や満足度、今後の重点等を調査するのは初めて。

主な調査事項

実務者アンケート

- 配偶者からの暴力の発生状況に関する実感
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する各種対策の実施状況の現状認識
- 今後、国や地方公共団体が重点的に取り組むべき事項

被害者アンケート

- 現在、国、地方公共団体、民間団体等が行っている被害者のための各種対策の利用状況と満足度
- 今後受けたいと思う支援
- 国や地方公共団体に対する意見、要望

調査対象と調査票の回収状況

実務者アンケート

①　国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）：47都道府県及び673市町村の1,797人を対象とし、1,275人から回答（回収率71％）

②　国、地方公共団体の実務者（公営住宅、住民基本台帳等担当職員）：47都道府県及び673市町村の2,066人を対象とし、1,271人から回答（回収率62％）

③　民間団体の担当者：全国の民間シェルターの職員105人を対象とし、67人から回答（回収率64％）

被害者アンケート

- 婦人保護施設及び母子生活支援施設に入所している配偶者からの暴力の被害者：47都道府県の約2,300人を対象とし、993人から回答（回収率43％）

Ⅰ－１－①　配偶者からの暴力の動向（相談の受付状況）

【問】（所属機関で配偶者からの暴力に関する相談を受け付けている方に伺います。）あなたが所属する機関で受け付けた配偶者からの暴力に関する相談件数は、配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降、増えていますか、減っていますか。

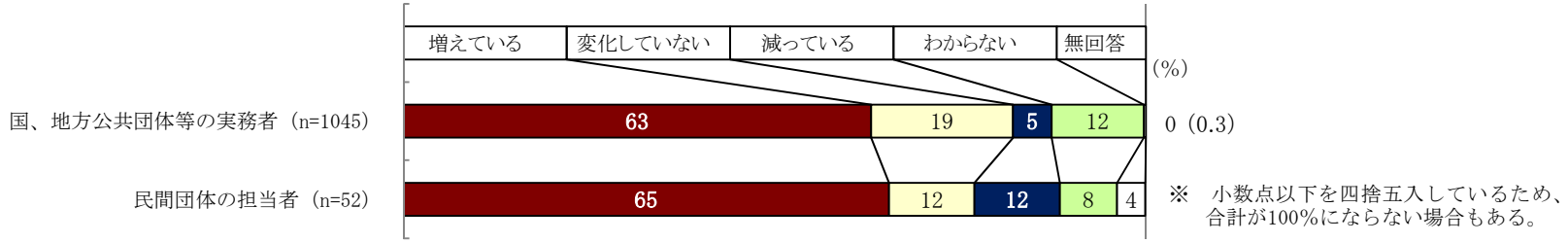

○　国、地方公共団体等の実務者及び民間団体の担当者の約65%は、相談件数が「増えている」と回答。

【問】あなたが所属する機関で、相談件数が増えている要因は何だと思いますか（複数回答可）。

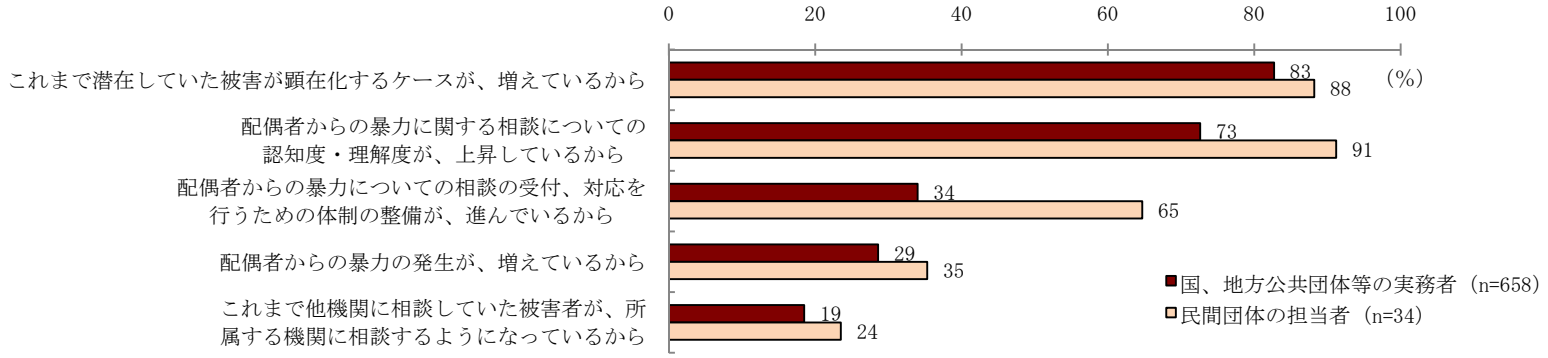

○　相談件数が増えている要因について、国、地方公共団体等の実務者及び民間団体の担当者の約70%から90%が、「配偶者からの暴力に関する相談についての認知度・理解度が上昇しているから（注）」と「これまで潜在していた被害が顕在化するケースが増えているから」と回答。（注）相談の仕組みがあることを承知している者が増えているの意味である。

このほか、民間団体の担当者の回答比率が比較的高いのは、「配偶者からの暴力についての相談の受付、対応を行うための体制整備が、進んでいるから」（65%）。

Ⅰ－１－②　配偶者からの暴力の動向（被害者の一時保護の実施状況）

【問】（所属機関で被害者の一時保護を行っている方に伺います。）あなたが所属する機関での被害者の一時保護件数は、配偶者暴力防止法の施行（平成13年10月）以降、増えていますか、減っていますか。

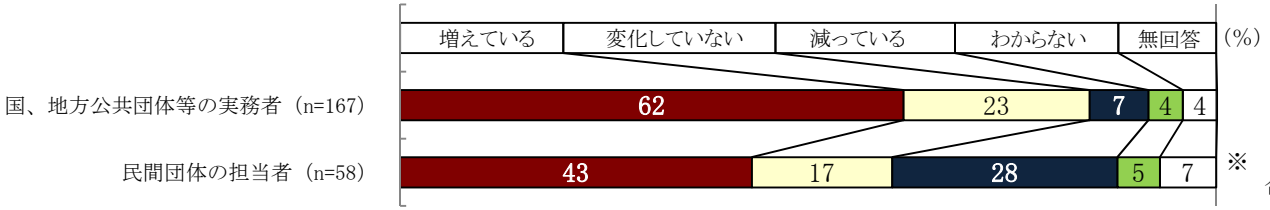

※　小数点以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合もある。

○　国、地方公共団体等の実務者の62%、民間団体の担当者の43%は、一時保護件数が「増えている」と回答。

【問】　あなたが所属する機関で、被害者の一時保護件数が増えている要因は何だと思いますか（複数回答可）。

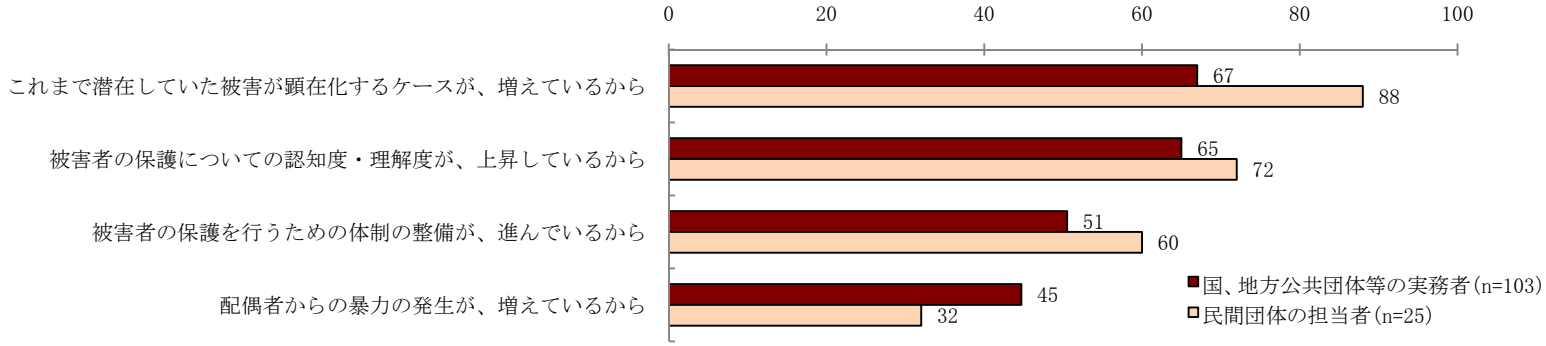

○　一時保護件数が増えている要因について、国、地方公共団体等の実務者の67%、民間団体の担当者の88%　が「これまで潜在していた被害が顕在化するケースが増えているから」と回答。

また、国、地方公共団体等の実務者及び民間団体の担当者の約65%から70%が、「被害者の保護についての認知度・理解度が上昇しているから（注）」と回答しているほか、「被害者の保護を行うための体制の整備が、進んでいるから」は約50%から60%。　（注）被害者を一時保護する仕組みがあることを承知している者が増えているの意味である。

Ⅰ－２　現行の国、地方公共団体の取組について

【問】　あなたは、現行の国、地方公共団体の配偶者からの暴力に関する取組（相談、一時保護、自立支援）の仕組みや運営は、被害の拡大の防止や被害者の自立の促進のために、十分だと思いますか、不十分だと思いますか。

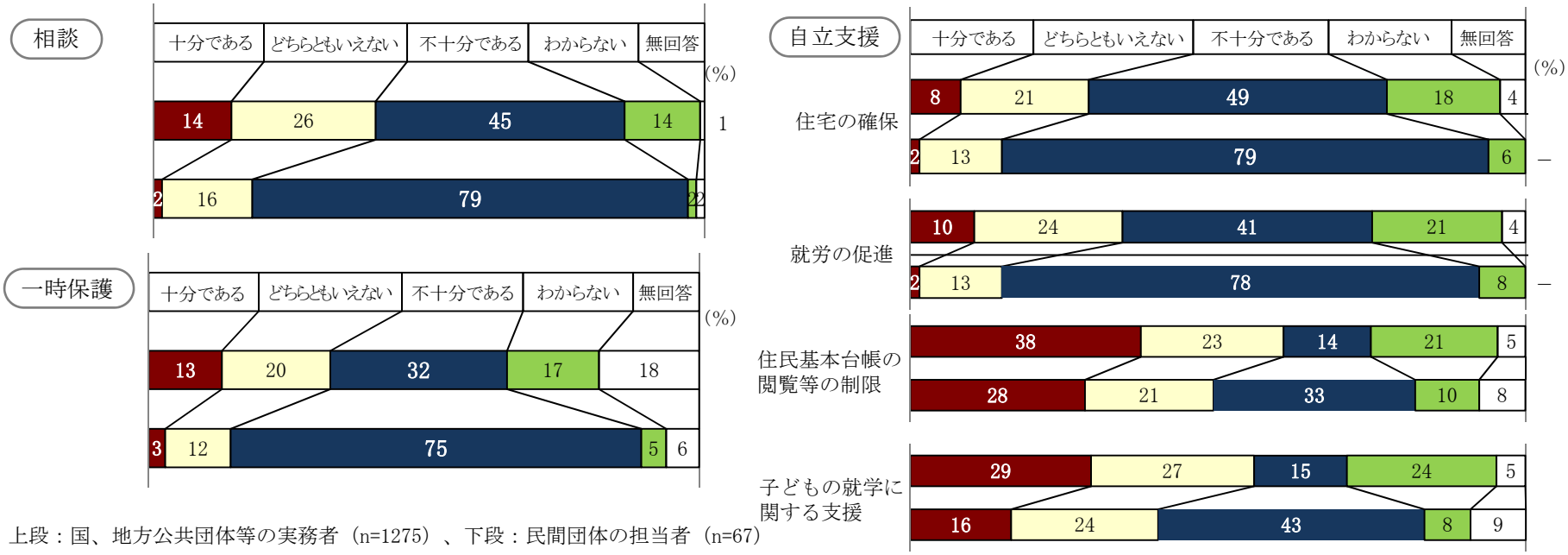

上段：国、地方公共団体等の実務者（n=1275）、下段：民間団体の担当者（n=67）

※　小数点以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合もある。

○　相談について、国、地方公共団体等の実務者の45%、民間団体の担当者の79%が「不十分」と回答。

○　一時保護について、国、地方公共団体等の実務者の32%、民間団体の担当者の75%が「不十分」と回答。

○　自立支援について、国、地方公共団体等の実務者及び民間団体の担当者が「不十分」と回答した割合が高いのは、「住宅の確保」と「就労の促進」。

　また、国、地方公共団体等の実務者及び民間団体の担当者が「十分」と回答した割合が比較的高いのは、「住民基本台帳の閲覧等の制限」、「子どもの就学に関する支援」。しかし、民間団体の担当者は、「不十分」の割合が「十分」の割合を上回っている。

Ⅰ－３　今後、国、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項

【問】　あなたは、国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力に関する相談、被害者の一時保護・自立支援に取り組むべきだと思いますか（複数回答可）。

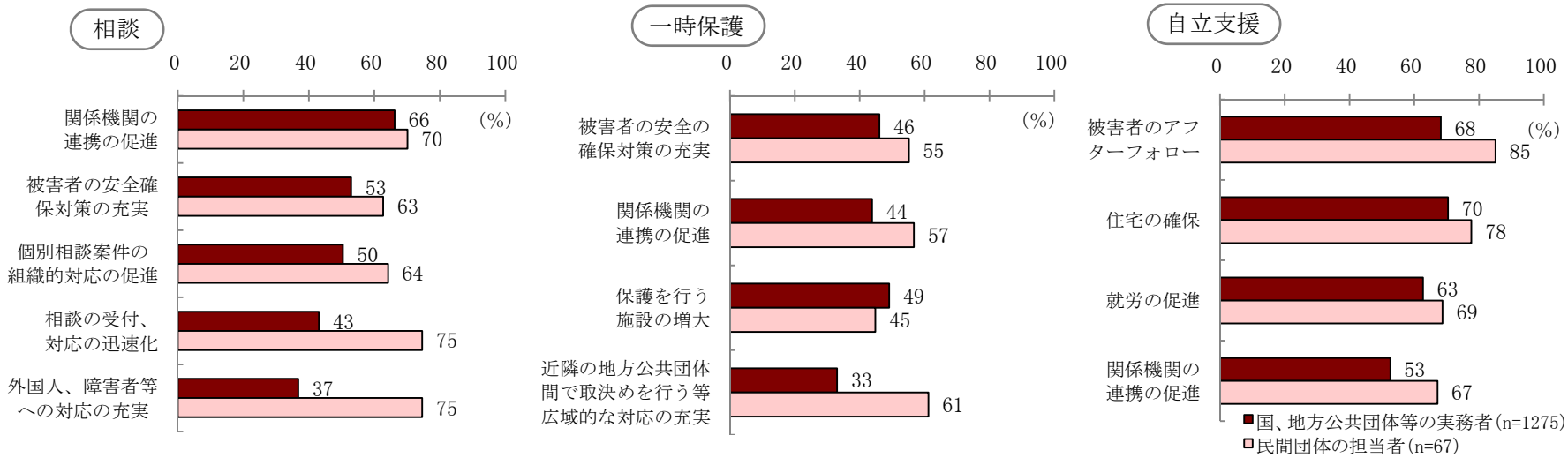

○　相談について、国、地方公共団体等の実務者及び民間団体の担当者の回答比率が比較的高いのは、「関係機関の連携の促進」、「被害者の安全確保対策の充実」及び「個別相談案件の組織的対応（情報共有、対応方針の検討等）の促進」。

民間団体の担当者の回答比率が最も高いのは、「相談の受付、対応の迅速化」（75%）及び「外国人、障害者等への対応の充実」（75%）であるが、国、地方公共団体等の実務者の回答比率は、両支援とも40%前後。

○　一時保護について、国、地方公共団体等の実務者及び民間団体の担当者の回答比率が比較的高いのは、「被害者の安全確保対策の充実」、「関係機関の連携の促進」及び「保護を行う施設（一時保護委託先を含む）の増大」。

民間団体の担当者の回答比率が最も高いのは、「近隣の地方公共団体間で取決めを行う等広域的な対応の充実」（61%）であるが、国、地方公共団体等の実務者の回答比率は33%。

○　自立支援について、国、地方公共団体等の実務者及び民間団体の担当者の回答比率が比較的高いのは、「被害者のアフターフォロー（保護施設等を退所した後でも相談しやすい体制等）」、「住宅の確保」、「就労の促進」及び「関係機関の連携の促進」。

Ⅱ－１　配偶者からの暴力の相談対応について

【問】（配偶者からの暴力について、家族、友人以外に相談したことがある方に伺います。）あなたは、配偶者からの暴力について、どこ（だれ）に相談しましたか（複数回答可）。

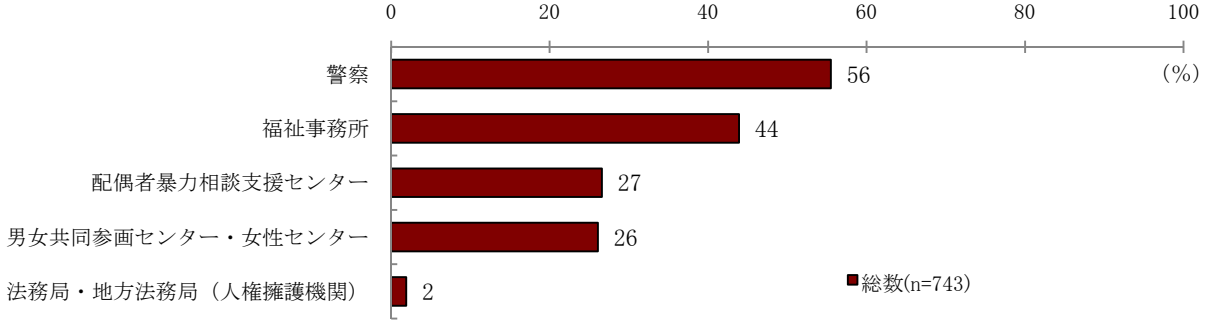

○　被害者が相談した機関は、警察（56%）、福祉事務所（44%）、配偶者暴力相談支援センター（27%）。

【問】あなたは、相談した機関の対応についてどう思いましたか。

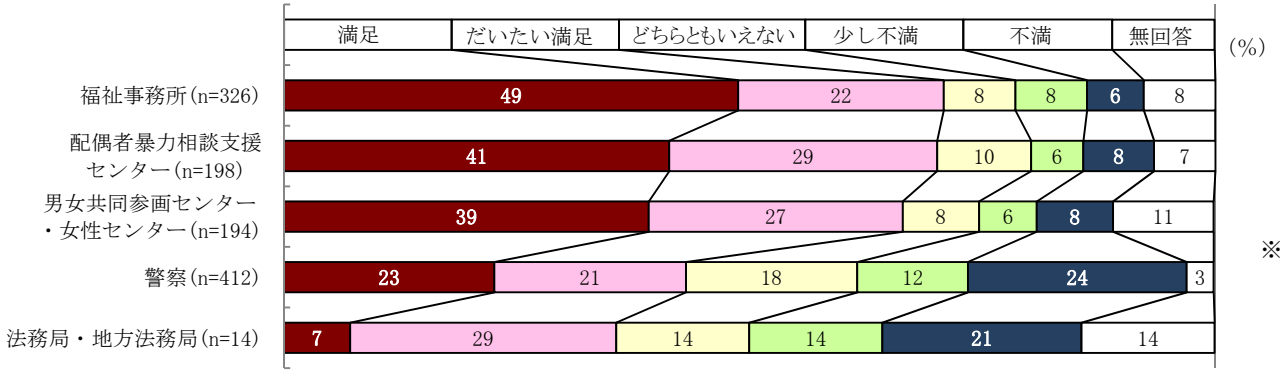

※　小数点以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合もある。

○　「満足」と「だいたい満足」の割合（合計）が高いのは、福祉事務所（71%）、配偶者暴力相談支援センター（70%）、男女共同参画センター・女性センター（66%）。

警察は、「満足」と「だいたい満足」の割合（合計）が44%で、「少し不満」と「不満」の割合（合計）が36%。

法務局・地方法務局は、「満足」と「だいたい満足」の割合（合計）が36%で、「少し不満」と「不満」の割合（合計）が35%。

Ⅱ－１　配偶者からの暴力の相談対応について（続き）

【問】　あなたは、国や都道府県、警察などは、被害者の相談に応じる際に、どのような点に配慮する必要があると思いますか（複数回答可）。

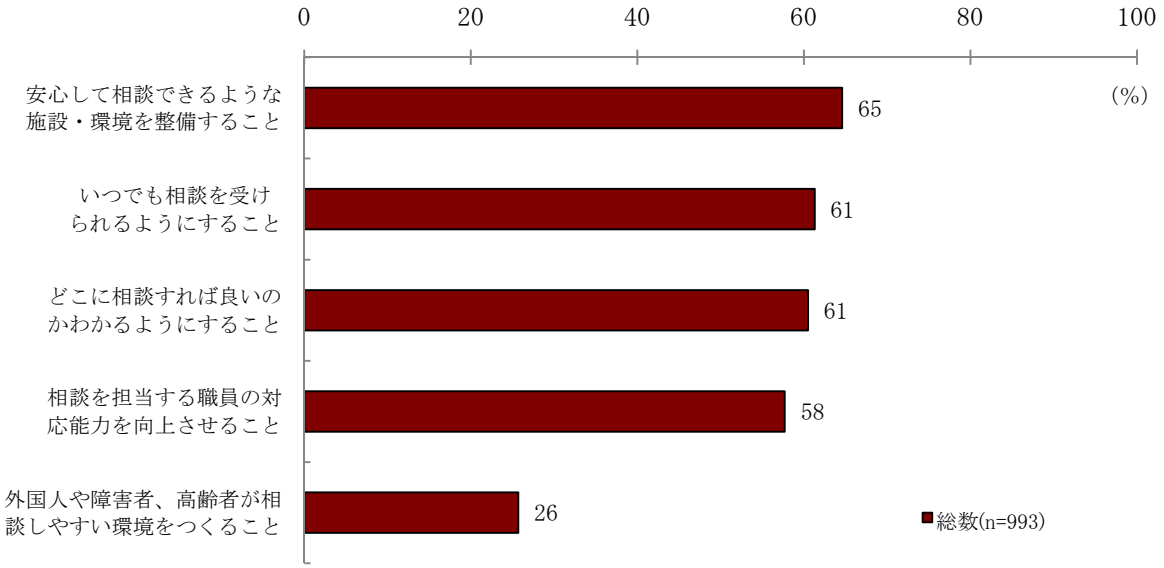

○　被害者が相談機関に配慮を求めているのは、「安心して相談できるような施設・環境を整備すること（例：被害者と加害者が遭遇しないようにする、プライバシーの保護等）」（65%）、「いつでも相談を受けられるようにすること（例：相談窓口を増やす、相談の受付時間を延長する等）」（61%）、「どこに相談すれば良いのかわかるようにすること」（61%）等。

Ⅱ－２　被害者の保護について

【問】（配偶者からの暴力を避けるために被害者が身を寄せることができる施設（現在入所している施設を除く。）を利用したことがある方に伺います。）あなたが利用したことがある施設は、どの施設ですか（複数回答可）。

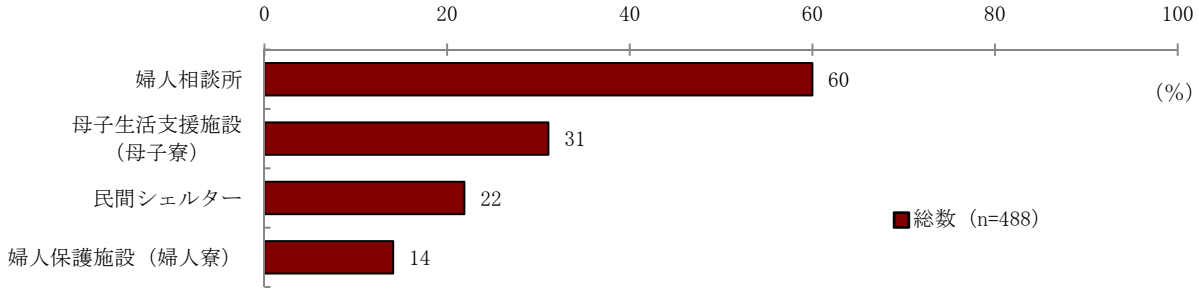

○　被害者の多くが利用している施設は、婦人相談所（60%）、次いで母子生活支援施設（31%）、民間シェルター（22%）、婦人保護施設（14%）。

【問】　あなたが利用した施設の対応について、どう思いましたか。

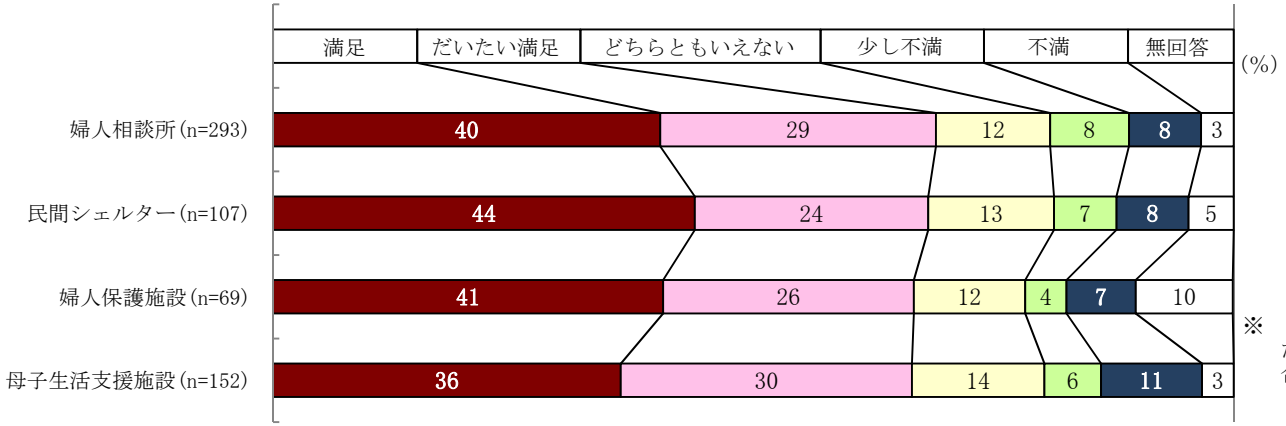

※　小数点以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合もある。

○　いずれの施設についても、被害者の約70%が「満足している」又は「だいたい満足している」と回答。

Ⅱ－２　被害者の保護について（続き）

【問】　あなたは、国や都道府県などは、被害者の保護について、どのような点に配慮する必要があると思いますか（複数回答可）。

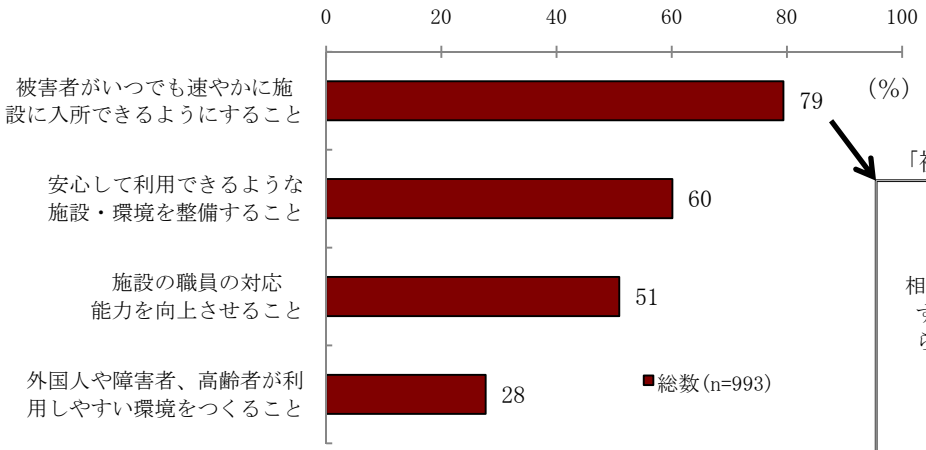

「被害者がいつでも速やかに施設に入所できるようにすること」の内容

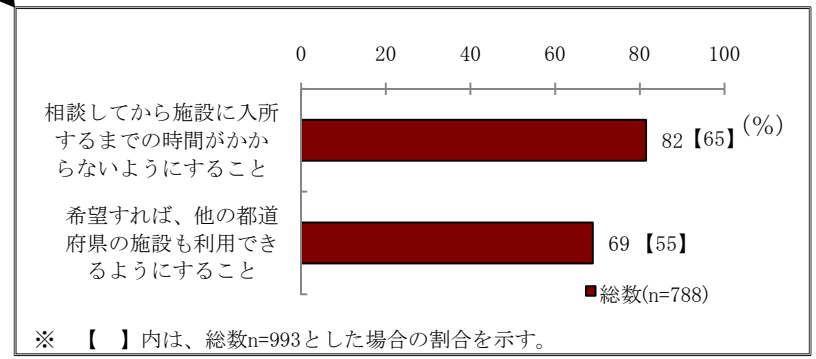

○　被害者が保護を受けるときに配慮を求めているのは、「被害者がいつでも速やかに施設に入所できるようにすること」（79%）、「安心して利用できるような施設・環境を整備すること（例：被害者と加害者が遭遇しないようにする、プライバシーの保護等）」（60%）、「施設の職員の対応能力を向上させること（例：親切・ていねい・迅速な対応、被害者を傷つけるような言動をなくす等）」（51%）等。

Ⅱ－３　被害者の自立を支援する取組について

【問】（職業紹介や公営住宅への入居など、国や都道府県などが行っている被害者への支援を受けたことがある方に伺います。）あなたが受けたことがある支援は、どの支援ですか（複数回答可）。

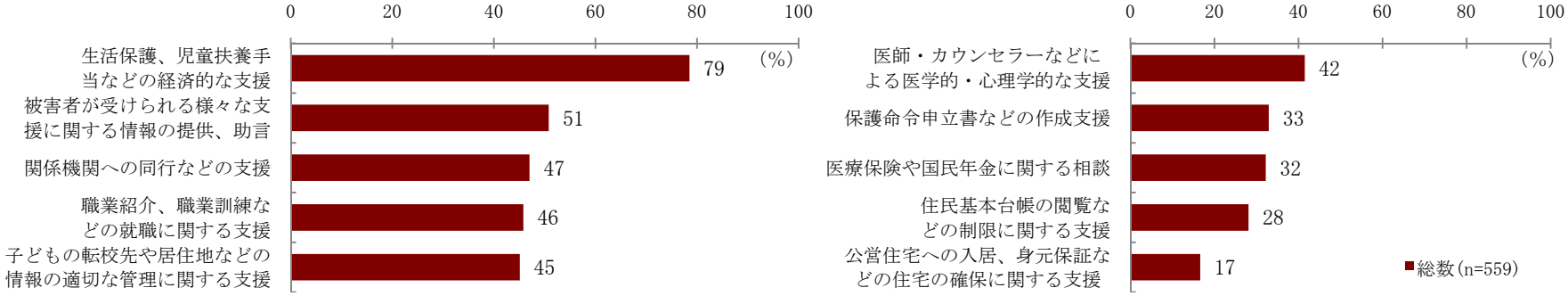

○　被害者の多くが利用している支援は、「生活保護、児童扶養手当などの経済的な支援」（79%）、次いで「被害者が受けられる様々な支援に関する情報の提供、助言」（51%）等であり、「住民基本台帳の閲覧などの制限に関する支援」は28%、「公営住宅への入居、身元保証などの住宅の確保に関する支援」は17%。

【問】　あなたは、支援を受けた、あるいは支援を受けるために相談した機関の対応についてどう思いましたか。

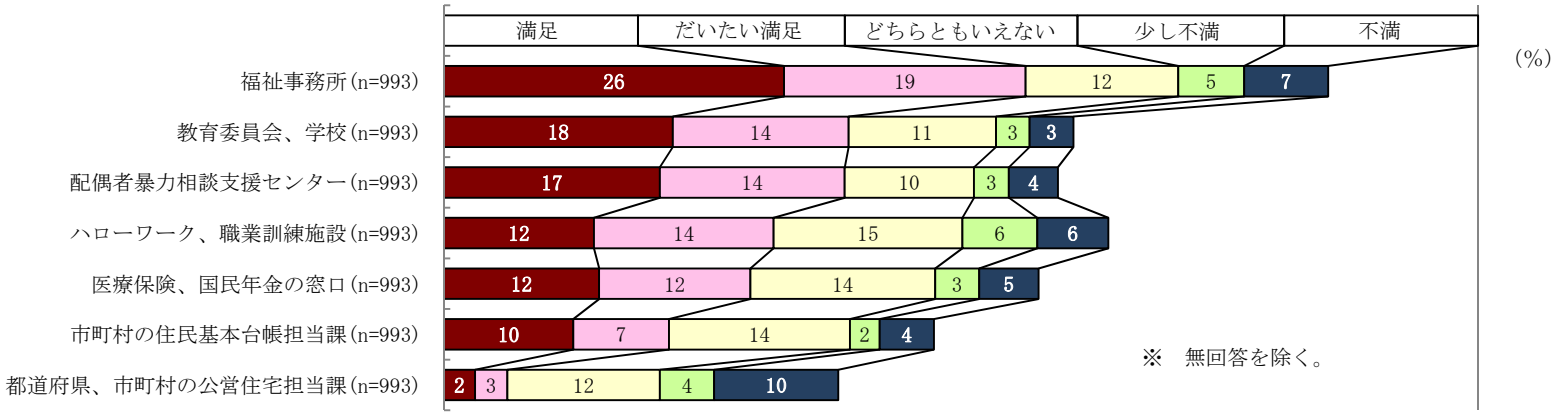

○　「満足」と「だいたい満足」の割合（合計）が比較的高いのは、福祉事務所（45%）、次いで教育委員会、学校（32%）、配偶者暴力相談支援センター（31%）。

Ⅱ－３　被害者の自立を支援する取組について（続き）

【問】　あなたは、今後、どのような支援を受けたいと思いますか（複数回答可）。

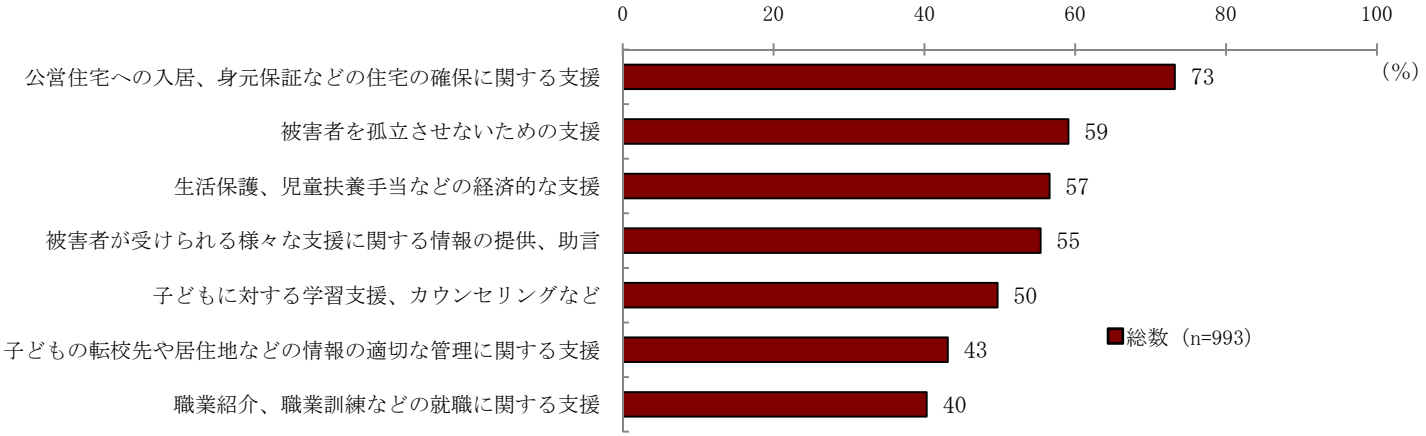

○　被害者が自立のために求めている支援は、「公営住宅への入居、身元保証などの住宅の確保に関する支援」（73%）、「被害者を孤立させないための支援（例：保護施設を退所した後でも相談しやすい体制、地域の自助グループなどによる支援など）」（59%）、「生活保護、児童扶養手当などの経済的な支援」（57%）等。

【問】　あなたがこれまでに受けたことがない支援がある場合、その支援を受けなかった理由は何ですか。

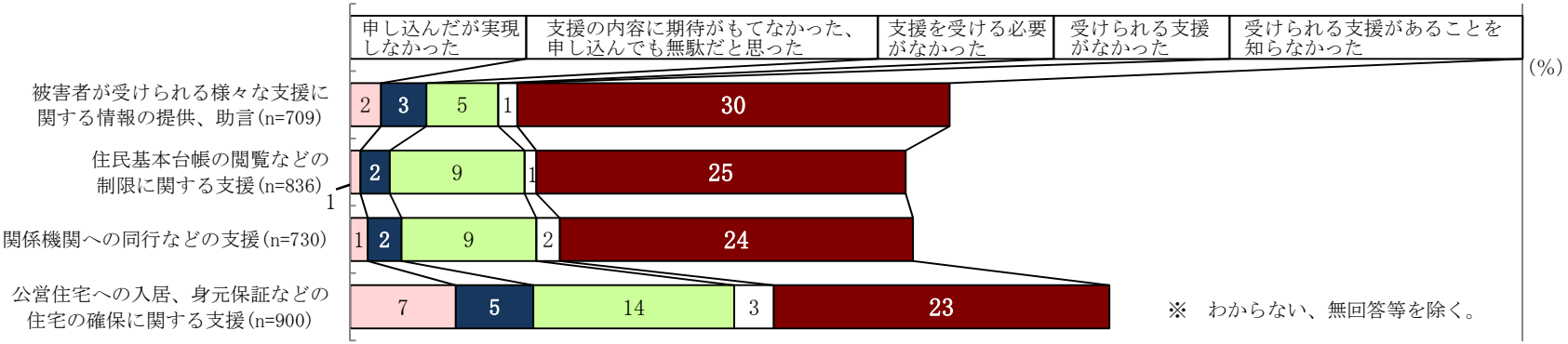

○　各種支援を受けなかった理由について、被害者の約20%から30%が「受けられる支援があることを知らなかった」と回答。

相談

○　被害者が相談機関に配慮を求めているのは、「安心して相談できるような施設・環境を整備すること（例：被害者と加害者が遭遇しないようにする、プライバシーの保護等）」（65％）、「いつでも相談を受けられるようにすること（例：相談窓口を増やす、相談の受付時間を延長する等）」（61％）、「どこに相談すれば良いのかわかるようにすること」（61％）等。【P7参照】

これに対し、国、地方公共団体等の実務者が今後の取組の重点に挙げているのは、被害者が配慮を求めている「被害者の安全確保対策の充実」（53％）のほか、「関係機関の連携の促進」（66％）、「個別相談案件の組織的対応（情報共有、対応方針の検討等）の促進」（50％）等。【P5参照】

なお、被害者が挙げている「いつでも相談を受けられるようにすること」を、今後の取組の重点に挙げている国、地方公共団体等の実務者及び民間団体の担当者の割合は、被害者ほど高くはない（「相談窓口の拡充」：国、地方公共団体等の実務者44％、民間団体の担当者51％、「相談窓口の受付時間の拡大」：国、地方公共団体等の実務者29％、民間団体の担当者52％）。【参考データP3資料4参照】

一時保護

○　被害者が保護を受けるときに配慮を求めているのは、「被害者がいつでも速やかに施設に入所できるようにすること（相談してから施設に入所するまでの時間がかからないようにすること（例：相談窓口と施設の連携）、希望すれば他の都道府県の施設も利用できるようにすること等）」（79％）、「安心して利用できるような施設・環境を整備すること（例：被害者と加害者が遭遇しないようにする、プライバシーの保護等）」（60％）、「施設の職員の対応能力を向上させること（例：親切・ていねい・迅速な対応、被害者を傷つけるような言動をなくす等）」（51％）等。【P9参照】

これに対し、国、地方公共団体等の実務者及び民間団体の担当者が今後の取組の重点に挙げているのは、被害者が配慮を求めている「被害者の安全確保対策の充実」（約50％）と「関係機関の連携の促進」（約50％）のほか、「保護を行う施設（一時保護委託先を含む）の増大」（約50％）。【P5参照】

自立支援

○　被害者が自立のために求めている支援は、「公営住宅への入居、身元保証などの住宅の確保に関する支援」（73%）、「被害者を孤立させないための支援（例：保護施設を退所した後でも相談しやすい体制、地域の自助グループなどによる支援など）」（59%）、「生活保護、児童扶養手当などの経済的な支援」（57%）等。【P11参照】

これに対し、国、地方公共団体等の実務者が今後の取組の重点に挙げているのは、被害者が求めている「住宅の確保」（70%）、「被害者のアフターフォロー（保護施設等を退所した後でも相談しやすい体制等）」（68%）のほか、「就労の促進」（63%）、「関係機関の連携の促進」（53%）等。【P5参照】

なお、被害者が挙げている「生活保護、児童扶養手当などの経済的な支援」（援護）を、今後の取組の重点に挙げている国、地方公共団体等の実務者の割合は35%で被害者ほど高くはないが、民間団体の担当者の割合は被害者と同じ55%。【参考データP4資料6参照】

［本件連絡先］

総務省行政評価局　法務、外務、文部科学担当評価監視官室

評　価　監　視　官　：　松　本　　順　（内線９１０７）

総括評価監視調査官　：　澤　村　　民　哉（内線２５１９）

評 価 監 視 官 付　：　大　瀧　　紀　子（内線２４３２）

電　話（直　通）０３－５２５３－５４４９、５４５０
（代　表）０３－５２５３－５１１１
ＦＡＸ　０３－５２５３－５４５７
Ｅ－ＭＡＩＬ　kans2044@soumu.go.jp